

福祉サービス利用援助事業の適正な運営や福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために設置される運営適正化委員会（社会福祉法第83条）の委員は、愛知県社会福祉協議会会長が選考委員会の同意を得て選任します（同法施行令第15条第3項）。

この選考委員会の委員については、愛知県社会福祉協議会会長が選任しますが、あらかじめ住民や関係者の意見を聴くこととされています（同法施行令第15条第5項）。

このたび、選考委員会委員の任期が満了することに伴い、関係者の意見を踏まえ、選考委員会委員の候補者を別紙のとおりとしましたので、お知らせします。

選考委員会委員の候補者について、意見のある方は、次により意見書をご提出ください。

平成28年 7月 22日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
会長 大沢 勝



- 1 委員の任期
2年（平成28年8月1日～平成30年7月31日）
- 2 委員候補者
別紙のとおりです。
- 3 意見書の受付
 - (1) 受付期間
平成28年7月22日（金）から平成28年7月29日（金）午後5時まで
休日は、除きます。
受付場所によっては休日となる日が異なりますので、それぞれの場所にお問い合わせください。
 - (2) 受付方法及び受付場所
 - ア 愛知県社会福祉協議会が受け付ける場合
 - (ア) 受付方法
来所及び郵送・ファックスによる受付とします。
郵送による場合は、平成28年7月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。
ファックスについては、平成28年7月29日（金）午後5時まで受け付けます。
 - (イ) 受付場所
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 福祉サービス利用支援センター
〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地
電話（052）212-5513 ファックス（052）212-5514
 - イ 県内市町村社会福祉協議会及び名古屋市社会福祉協議会が受け付ける場合
受付方法は来所による受付とします。郵送及びファックスによる受付はしません。

- 4 意見書用紙の配布
 - (1) 配布期間
平成28年7月22日（金）から配布します。
配布場所によっては休日となる日が異なりますので、それぞれの場所にお問い合わせください。
 - (2) 配布場所
愛知県社会福祉協議会、名古屋市社会福祉協議会、県内市町村社会福祉協議会
- 5 本件の公示期間
平成28年7月22日（金）から平成28年7月28日（木）まで
- 6 問い合わせ先
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 福祉サービス利用支援センター
〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地
電話（052）212-5513 ファックス（052）212-5514

別紙

委員候補者名簿

区分	氏名	性別	職名
福祉サービスの利用者代表	加賀 時男	男	一般社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会 会長
	永田さよ子	女	社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会 副理事長
	徳田 清純	男	特定非営利活動法人愛知県精神障害者家族会連合会 会長
社会福祉事業経営者の代表	山本 ゆかり	女	社会福祉法人さわらび会 専務理事
	近藤 正臣	男	社会福祉法人名古屋ライトハウス 専務理事
	神谷 常光	男	社会福祉法人若葉保育園 理事長
公益の代表	福田 朝子	女	愛知県社会福祉協議会 民生児童委員会愛知委員会 副委員長
	熊田 均	男	日本弁護士会連合会 前高齢者・障害者の権利に関する委員会 委員長
	横井 隆	男	公益社団法人愛知県医師会 副会長

選考理由

- 1 利用者を代表する委員候補者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者の関係者を代表する者であり、日常的にそれぞれの分野で障害者の利益と立場を擁護する活動を行っている者である。
- 2 社会福祉事業経営者を代表する委員候補者は、いずれも社会福祉法に定められている社会福祉事業を実施する者の代表であり、福祉サービスの提供者としての意思を表明でき得る立場にある者である。
- 3 公益を代表する委員候補者は、いずれも公正・中立な立場から、社会福祉の増進に理解があり、かつ学識経験が豊かな者である。